

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見

特定非営利活動法人おおた市民活動推進機構
〒143-0016東京都大田区大森北1-30-1三喜屋ビル2階

項目	意見
1) 通信・放送の新たな法体系の方向性について	<p>当初提案のあった、放送事業の水平分離化に期待したが、既存の放送事業者についてはその適用がないなど、従来どおりの事業を進める部分が多く、改めて放送の大括り化を行うインセンティブはあまり感じられない。IPTVやCATVなど、新しいサービスに関する個別法の立法や既存の有線放送法の改正などを行うことのほうがバランスの取れた法体系ではないかと考える。</p> <p>ここでいうバランスとは、国外の例にもあるように、憲法で定める表現の自由や知る権利などの趣旨に沿って、市民と権力との関係をも明記したメディアそのものに関する明確な定義を立法し、そのうえで放送や通信にかかわる事業規制法があることが望ましい。すでに、国際条約で歌われているコミュニケーションの権利や、ICTなど新しい技術に対する意義をも包含したメディア法の制定は、先進的でより価値のある立法となりうる。</p> <p>また、すでに一部のCATVやローカル放送局、ラジオ放送、インターネットなどを用いた、社会的な表現活動としての市民による番組制作や放送の実践も行われていることに鑑み、パブリックアクセスの導入を具体的に検討する必要があると考える。その際には、いわゆるメディアの二元論から発展し手メディアの三元論的な環境づくりを意識することが重要である。これについては、コミュニティメディアを制度化した各国の事例が参考になると思われるが、日本社会におけるあり方を模索するための調査と研究をもとに、丁寧に検討する必要がある。</p> <p>結論として、情報・通信事業に関する大括り化については、メディアに関する定義づけが行われた後で進めることのほうが、明確な体系を完成させることができると考える。</p>
2) 伝送設備	<p>デジタル化によって拡大する、いわゆるホワイトスペースの有効活用は重要であり、各地の放送環境をより活性化するための活用が望ましい。その際、レイヤー制度を取り入れたり、パブリックアクセスチャンネルを地域ごとに設置するなどの実験的な取り組みを行ってはどうか。各地の要請に応じた情報発信の場、コミュニケーションスペースとしての活用について、地域の独自性を尊重しつつ、商業主義的な放送や娯楽偏重の電波利用とならないような電波の活用を必要だと考える。</p>
3) 伝送サービス	<p>パブリックアクセスの導入については、有線テレビジョン放送においては、すでに国内での先進的な取り組みや各国のモデルを参考にすることで、社会的な位置づけによって活動を開始することができる。地域ごとに導入可能性を探る作業に取り掛かるべきであると考ええる。</p>
4) コンテンツ	<p>コンテンツに関しては、従来のように送り手の規制を行うだけでは不十分である。メディアとは何かについて定義づけを行い、表現の自由と並んで知る権利や、活用する権利など、コミュニケーションの権利の確保、情報アクセシビリティの確保につなげる必要がある。</p> <p>グローバル化の影響を受け、従来に比してより多様な文化的背景をもつ人々が暮らしている現代の日本社会に相応しいメディア環境を整える必要がある。そのためには、多言語放送や字幕放送をはじめとした、さまざまな情報保障について公的に整備することを具体的に検討すべき時代が到来したと考える。</p> <p>有害情報対策については、有害の定義について、憲法や刑法に照らした範囲の具体的な最低限度の列挙を行うことで、世論の賛同を得ることが可能だとかんがえる。その際には、いわゆる研究者中心の有識者による議論ではなく、社会全体の各階層からの意見を取り入れるために、さまざまな職種、業種、地域、年齢、ジェンダーなどのバランスを考慮し、広く一般社会から委員を募り、複数年をかけて改めてまたは、従前の検討の継続として検討することが望ましい。</p> <p>青少年保護の観点から有害情報規制を行う場合は、広く一般社会からの委員による検討のほか、保護を受ける当事者からの意見聴取や、議論への参加によって、より有益なルールづくりにつながる可能性があると考ええる。</p> <p>例えば、ドイツでは、有害情報の定義が列挙した形でなされており、独立行政組織である有害メディア審査会が有害であるかどうかの審査を行っている。さらに、ドイツ国内の大学研究機関「シュピールラウム」では、この基準に照らして販売対象年齢の子どもたちにコンピュータゲームを審査させたところ、大人よりも厳しい基準で有害と審査する割合が高いことが証明されており、当事者参加によるモニタリングの重要性が示されている。</p>
5) その他	<p>メディア法制の考え方について、事業者を規制し、視聴者を保護する、という考え方から脱却して、日常生活における必要な情報を媒介する存在としての位置づけを行うべきだと考える。情報アクセスの位置づけと基本的なメディアの定義づけがなされれば、放送事業への参入を自由化した場合に、当然に各種関連事業における倫理が働き、安全性と社会性の確保された望ましいメディア環境がおのずと発展していくと考える。表現を変えれば、地域社会の文化的経済的発展、教育的効果を通じてさまざまな分野への波及効果が自然発生的に生まれていくものと考えられる。</p>